

『開発行為の手引き』改定のお知らせ（令和 7 年 4 月）

改定の概要

- 1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）の運用開始に伴い、みなし許可の手続きを追加しました。

※「みなし許可」とは？

都市計画法と盛土規制法の両方の許可が必要な造成工事については、都市計画法の許可を受けることで、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。これを「みなし許可」といい、都市計画法の開発許可の手続きの中で、盛土規制法の技術基準の適用を受けたり、一部の事務手続きの適用を受けることになります。（盛土規制法の申請は不要となり、適用外の手続きも不要です。）

- 2) 地元説明に関する留意事項を追加しました。

【手引きの改定ページ】

- 1) みなし許可に関するページ（p 9「3-6 盛土規制法との関係」、p 107）

要旨 みなし許可における盛土規制法の適用対象となる項目は以下のとおりです。

- ① のり面や擁壁の技術基準は盛土規制法の技術基準が適用される。
- ② 許可後に掲示する標識の様式が、盛土規制法により定められている。
- ③ 一定規模以上の造成については、盛土規制法に基づく中間検査や定期報告が義務付けられている。

- 2) 地元説明に関するページ（p 20「4-1-6 地元説明の実施」）

★詳しくは、開発指導課ホームページに掲載の下記の手引きをご確認ください。

- ・「開発行為の手引き 令和 7 年 4 月」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01493.html

- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等手続きの手引き 令和 7 年 4 月」

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01966.html

改定した「開発行為の手引き 令和 7 年 4 月」は、

令和 7 年 4 月 1 日 より適用します。